シェアオフィス甲州の名称等の使用承認基準について

①使用可能な名称等は条例第２条に掲げる名称及び位置とし、その表記は次のとおりとする。

名称　シェアオフィス甲州

位置　甲州市勝沼町勝沼７５６番地１３

②名称等を使用しようとする者は利用登録者に限り、事前に申請書の提出が必要となる。**（別紙１）**

③申請書の提出を受けたら次のいずれかに該当すると認める場合を除き、名称等の使用を承認し使用承認通知書を申請者へ通知する。**（別紙２）**

（１）当該施設及び甲州市の信用及び品位を害するおそれがある場合

（２）特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合

（３）法令や公序良俗に反するものと認められる場合

（４）申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

（５）名称等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

（６）前各号に掲げる事項のほか、条例第１条に規定する目的に反している場合

④名称等の使用可能期間は、承認日から起算して１年以内とし、使用許可期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

⑤名称等の使用は次の範囲とする。

（１）当該施設を主たる活動拠点として実施される経済活動又は地域活動において使用又は作成される名刺、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ等の媒体における位置表示

（２）その他当該施設の周知及び地域経済の活性化に効果的であると見込まれる媒体

（３）前２号に定めるもののほか、市長が認める使用

⑥申請者は、申請者の事業に起因する問題が生じた場合は、速やかに書面又は口頭にて市に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

⑦名称等の使用は無料であるが、この使用承認基準に基づく申請者及び第三者に生じる掲載費用等及び損害にあっては、市は一切のその責を負わないものとする。

⑧その他、シェアオフィス甲州施設設置及び管理条例及び施行規則、その他の甲州市指示事項を遵守することとする。